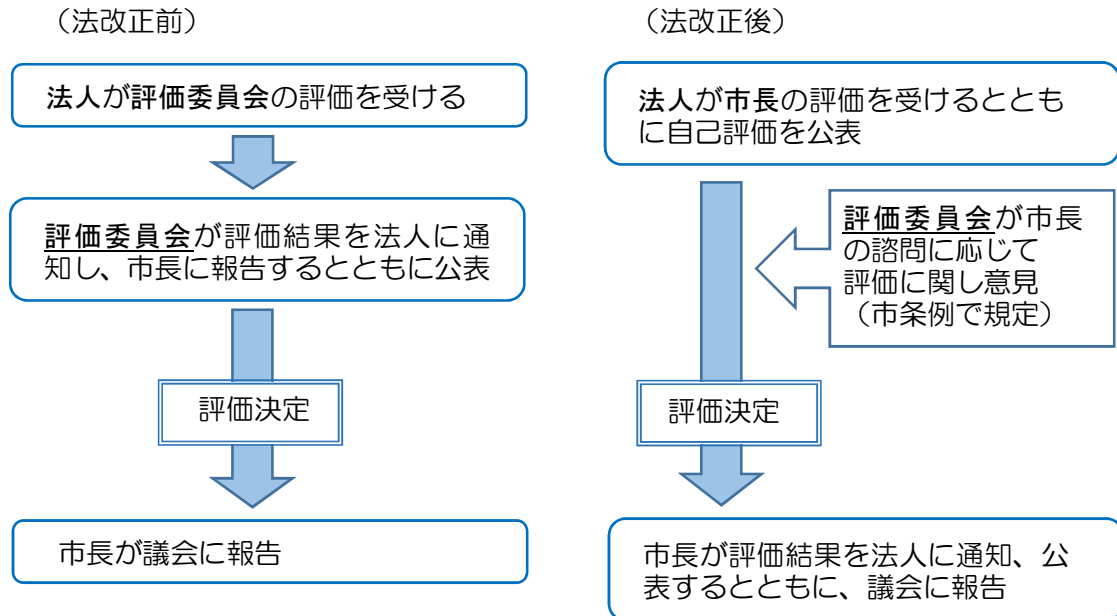


法人の業務の実績等に関する評価について（地独法第 28 条、第 30 条関連）

地方独立行政法人法が改正され、平成 30 年度から業務の実績等に関する評価方法が変わりました。（評価主体：評価委員会→市長）

①各事業年度における業務の実績評価（以下「業務実績評価」）



②中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績評価（以下「見込み評価」）※評価対象年度が、中期目標期間の最終年度の1年前の年度の場合に実施

(法改正前)

規定なし

(法改正後)

